

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	令和元年 9月 2日～令和 2年 3月 末日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立木間ヶ瀬保育所 ノダシリツキマガセホイクショ		
所 在 地	〒270-0222 千葉県野田市木間ヶ瀬3152-1		
交通手段	東武アパリアーライヴ 川間駅より野田市まめバス 木間ヶ瀬公民館入口 下車1分		
電 話	04-7198-3825	F A X	04-7126-0854
ホームページ	<a href="http://www.coby.jp/">http://www.coby.jp/</a>		
経 営 法 人	株式会社コピーアンドアソシエイツ		
開設年月日	野田市より受託 平成26年4月1日		
併設しているサービス	午後8時までの長時間延長保育 生後6カ月からの乳児保育		

#### (2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
							100		
敷地面積	2001.17㎡			保育面積		653.3㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回 歯科検診年1回、尿検査年2回 視力検査								
食 事	完全給食 補食								
利用時間	短時間保育：午前8時30分から午後4時30分時まで 標準時間： 午前7時から午後6時まで 時間外保育：午前7時から午後8時までの間で各認定の上記時間外								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）								
地域との交流	園庭開放、世代間交流、幼稚園、小中高校生との交流、中学生、高校生の体験学習受入								
保護者会活動	保護者会なし								

(3) 職員（スタッフ）体制（R1.10.1）

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		12	14	26
専門職員数	保育士	保育補助	その他専門職員	
	16	5	4	
	栄養士			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部 保育課で申込みを受け付けています。 ＜問合せ先＞野田市児童家庭部保育課保育係 電話：04-7125-1111 内線：2175	
申請窓口開設時間	月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで	
申請時注意事項	子どもと保護者で面接をお願いします。	
サービス決定までの時間	申請書の提出は前月の10日まで、決定の場合は翌月1日より入所 (年度当初4月の入所については1月頃から受付)	
入所相談	当保育所または野田市保育課にて随時受付しております。	
利用料金	保育料は、所得税や市民税等の額と児童年齢で異なります。 午後6時からの延長保育は別途料金がかかります。	
食事料金	3歳以上児については、主食費200円/月、副食費5,200円/月 がかかります。	
苦情対応	窓口設置	保育所/受付担当者：主任保育士 解決責任者：保育所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	あり

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康で明るく豊かな感性を持つ子ども</li> <li>• のびのびと創造的に自己を表現できる子ども</li> <li>• 国際性の豊かな子ども</li> <li>• 自分から物事に意欲的に取り組み、やりとげる子ども</li> <li>• おおらかで思いやりがあり、とりまく人々を大切にしている子ども</li> </ul>
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 夜8時までの長時間延長保育</li> <li>• 生後6カ月からの乳児保育</li> <li>• 完全給食の実施</li> <li>• 世代間交流事業</li> <li>• 地域子育て支援活動</li> <li>• 障害児保育</li> </ul>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サッカー保育(4, 5歳児、毎週水曜日)</li> <li>• サッカースクール(3,4,5歳児対象 園までの送迎有り)</li> <li>• 国際交流保育</li> <li>• 毎月複数回実施される豊富な保育行事</li> <li>• 体育指導 (3, 4, 5歳児 1～1.5ヶ月に1回)</li> </ul>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもが生まれながらに持つ力を引き出す保育が実践されている
保育方針の一つに「年齢の異なる子ども同士の交流で『思いやり』と『優しさ』を持つ子どもへと」を掲げており、子どもの成長を、子ども自身、保護者や家族、保育者が感動し分かち合える保育が実践されている。そのために、思いやりや優しさ、リーダーシップを育む「異年齢児交流保育」と、しつけや基本的な生活習慣を学びながら創造性、芸術性、知的能力、運動能力等を開発する「年齢別保育」が融合した創設者考案の「マトリクス保育」を基軸とした保育がなされている。人格や様々な能力の土台が形成される大切な乳幼児期に日々実践する事で、子どもが生まれながらにして持っている能力を最大限引き出し、豊かな人間性が育まれるよう取り組んでいる。
地域に開かれた保育所運営を行っている
月1回の園庭開放を行っており、日程は市報や園だよりにてお知らせして地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。園庭開放に参加された子育て中の家庭には、育児相談・保健講座・離乳食・幼児食講習会などを行って保育所の持つ保育のノウハウや情報を提供している。また、近隣幼稚園との年長児同士の交流や小学校を訪問しての児童・教職員との交流が行われているほか、定期的に高齢者施設を訪問することや地域の老人クラブの方々を招待して世代間交流を実施している。さらに、中学生の職業体験の受入や高校生や大学生のボランティア・実習生の受け入れ等で、子どもが地域の人々との交流できる機会を積極的に設けている。
職員間の円滑なコミュニケーションによる保育の質の改善を図っている
提供する保育に対する職員間の共通認識職が深まることが重要であると考えているため、職員同士の円滑なコミュニケーションがとれる体制を構築し、会議でも日頃気づいたことを遠慮なく発言できるような環境づくりを行っている。そのため、仕事に対しての職員一人ひとりの参画意識が高まり、園全体の雰囲気も良くなって、子どもたちに対するより良い保育の提供へと繋がられている。具体的には、職員から挙げた改善策をもとに、さらに話し合っって全ての職員が共通理解するよう努めるなど会議を丁寧に進めている。
安心・安全な保育環境の構築
安心・安全な保育環境の構築については、これまでも取り組んできたところではあるが、法人全体研修で過去の事例をグループ全園で詳しく調べ、分析・研究して、その背後にある原理や法則性などを究明し、一般的な法則・理論を発見しようとする事例研究法を行うほか、本部で事故の集計・分析をより正確に行う事で、事故防止に向けた取り組みを強化している。さらに、大規模災害等に備え用意している各種の器具や機器も定期的に点検しているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に保管し、いつでも使えるようにしている。また、法人本部や近隣園からのバックアップ体制も整え、組織的な安心・安全な管理体制を実現している。
食育計画に基づいた収穫やクッキング、おいしい給食が提供されている
「食育」を通して、食べ物を大切に作る習慣や自然への感謝の気持ちが育まれるように取り組んでおり、食育計画に基づいて、食育菜園では子どもたち自らが種をまき栽培・収穫までを行い、収穫した野菜は包丁やピーラー等で調理し給食で食べるまでの体験ができるよう取り組んでいる。実際に提供される食事については、毎日栄養のバランスの取れた、美味しい給食を子どもたちに提供しており、献立については、アレルギー対応、宗教食対応など、一人ひとりに対してきめ細かい対応がなされている。また、食育の一環として、園が給食で使う食器は、すべて陶器製、ガラス製となっている。食材の安全性にもこだわり、野菜は出来るだけ地元産の食材の使用に努める他、自社でボトリングまで行う安全でおいしいナチュラルミネラルウォーターの使用がなされている。

さらに取り組みが望まれるところ

老朽化した建物への対策と備えが必要である

保育所の建物は、耐震構造については安全面の確認が取れているものの、建築から長年たっているため、経年劣化が激しく、建物の構造上環境の維持や安全性の確保が難しい状態になっている。トイレなど一部は改修されてはいるものの、依然として温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持することが難しく、使い勝手が良いとは言えない状態である。可能な対策は既に実施されているが、保護者・職員からも改善を要望する声が多く挙がっており、大きな課題の一つになっている。

特別な配慮が必要な子どもに対する保育について、改めて学ぶ機会を設けることが期待される

特別な配慮が必要な子どもに対しては保護者と話し合い個別支援計画を作成し、十分な職員配置の下で支援することとなっている。これまでも受け入れた実績があり、その体制が常に整っている状態である。今後もニーズがあるため、改めて、特別な配慮が必要な子どもに対する保育について、専門機関の巡回指導を受け支援方法を学ぶなど、職員全体で勉強をする機会を設け、こうした支援のさらなる充実を図ることが期待される。

計画的な修繕、破棄に向けた準備

園庭や室内の広さについては、児童数に対して適切だと思われるが、現状は、使われなくなった備品がそのまま残っている状況である。保育所全体のスペースを有効活用して、子どもが安全に活動・生活していける環境を整えることで、提供する保育をさらにより良いものにすることができると思われることから、行政への働きかけなど行って、備品の購入に関する計画を立案し、備品の整備と不必要な備品の破棄を進めることが求められる。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

保育所の運営について、日頃より法人全体や保育所全体、さらに所長や保育士など個人レベルでも自己評価や振り返りを行っていますが、今回、客観的な見地から評価をいただき、大変参考になりました。

課題として挙げられた建物の老朽化については、記載の通り制度上大がかりな改修が出来ないため、できる範囲で環境の最適化や安全確保を引き続き行い、事業者としての責務を果たします。また、既に行っている近隣の学校との交流や高齢者施設の訪問等、地域との関わりをさらに積極的に行うとともに、野田市内で8施設の保育所を運営している法人のスケールメリットを生かした保育サービスを展開してまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足の向上	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 保育の質の確保	15 保育の質の向上への取り組み	3	0		
			16 提供する保育の標準化	4	0		
		3 保育の開始・継続	17 保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
				33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				129	0		

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。□ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は、事業計画・パンフレットに明記されており、法の趣旨や人権擁護・自立支援の精神が盛り込まれているほか、経営理念・ミッション(使命)・保育目標・保育方針を明文化して、全社員の共通理解と協働のもと乳幼児の福祉ならびに保護者と地域の福祉の増進に積極的に務めることが謳われている。また、「子どもなんだから」という考えで保育に妥協するのではなく、子どもに本物を体験させることの大切さを重要視している。年度初めには、500人を超える全社員を集めてキックオフミーティングを行い、法人代表が所信表明を行い、全体研修を通じて年度方針を発表している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は職員室と各保育室に提示しているほか、職員には保育理念・保育方針や子どものリスク管理(アレルギー等)が記載されたポケットタイプの手帳を携帯させている。着任前の二泊三日の研修時や入社1・2年目の職員を対象とした、フォローアップ研修では理念・方針の理解に向けた取り組みが行われている。各研修時においても保育理念・保育方針を周知し定着できるよう取り組んでいる。指導計画の評価を行う時も提供するサービスが保育理念・保育方針に沿ったものとなっているかの確認もしている。さらに、保育所内研修として保育士をはじめ調理師・調理員・看護師・事務員・用務員にいたる全職員を対象に、保育業務従事者としての「心がまえ」の研修を定期的・反復的に行っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>契約時等に、保護者に対してA4判カラー20ページの入所案内を配付して、理念・方針・サービスの内容等を順番に分かり易く説明を行い、入所に際しての同意書を貰っている。また、入所前や年度中の個人面談、入所式、5月の保育参観・懇談会などの機会に、理念・方針が実践面でどのように保育に活かされるかを報告し、保護者からの質問に答えている。毎月の保育所だより等の配布物でも保育理念・保育方針の実践面が伝えられているほか、給食の試食や園の様子を見学できるファミリーデーを実施して、保育を見る機会も設けられている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法律(児童福祉法等)によって定められていることをうけて運営されている児童福祉施設であることから、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められており、子どもが健康安全で情緒の安定した生活が出来る環境、自己を十分に発揮できる環境を整備する事に取り組む計画、子どもの健全な心身の発達を支援できる計画を策定している。事業計画・保育計画は毎年更新しており、前年の実施状況の評価を行い、分析・反省から新たな重要課題が明確化された計画を作成している。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>運営体制として本社に保育事業本部を置き、経営企画部・総務部とも連携して野田市を中心にグループで32施設の運営を行っている法人であり、重要な課題や方針を決定するにあたっては、毎月1回以上、全施設の保育所所長・主任を集めた会議を行い、協議がなされている。また、現場の保育の問題は所長によって集約され報告されている。その他にも、毎月の献立会議や研修委員会・DV専任担当者等の各委員会の召集を行い、意見・提案を収集している。会議の課程や決定事項は全職員が理解出来るようその都度、報告・連絡を行い周知している。尚全ての会議はファシリテーション方式を採用しており、参加者の合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の協働を促進させている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>本部機能においてHRD部(人材採用育成部門)を設け、働きやすい職場環境を整えるよう努めている他、保育所に事務職員を配置する事で保育士が現場で専念できる体制ができています。また、所長・主任を中心として毎週職員会議を行い、改善すべき箇所があった場合には、具体的な改善策を明示し、指導力を発揮して全職員の共通理解を促している。働き甲斐向上を図るため、グループ全体で取り組まれているドリームプロジェクトは、職員が音楽・絵本・ICT・ダンス・スポーツ・料理などから興味のある分野に任意で参加し、保育運営における様々な才能や技術を高める活動となっているほか、職員の創意工夫を評価し、毎年度末に優秀な者に表彰を行うなど、自由な意見や発想を尊重する環境を整えている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象にした着任前の二泊三日の研修があり、現場に配属される前に保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。また、職員には保育倫理規定や理念・基本方針、「コピースタッフとしての十戒」が記載されたポケットタイプの手帳の携帯を義務化させているほか、就業規則内に倫理規定・法令遵守について明記し、いつでも確認できるようにしている。さらにコンプライアンスの遵守のためにどういったルールを設定しているか等を体系づけて理解できるように取り組みを行い、周知徹底を図っている。個人情報の取り扱いについてもマニュアルを作成し全職員の共通理解を実践している。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員に求めている人材像や役割を・一人ひとりの育ちに寄り添い、育つ感動を子どもと一緒に分かち合えること・保育のプロフェッショナルとしての高い意識で保育にあたること・職員相互の信頼・責任をもとにチームワークを図れることとしており、職員に持って欲しい使命感は、子どもたちの育ちを支えるプロフェッショナルであると同時に、最も身近な大人の一人として、子どもたちが憧れるような存在になることとなっている。また、就業規則内に職種・役割に応じた職務内容と権限を明記して職員の役割と権限を明確にしている。評価基準や評価方法は社内規定に明示する事で、客観性・透明性が確保されている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人管理体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所の勤務はシフト制で行われ、シフトは所長が作成している。就労時間・時間外労働・休暇については本社で管理が行われており、集計されたデータが、保育所にフィードバックされている。働きやすく相談しやすい環境づくりに取り組まれており、有休休暇や育児休暇・リフレッシュ休暇などについても公平に取得できるように、人管理体制に工夫をしている。また、職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、保育所の事務的な負担を軽減している。人間関係等、施設内で相談できないような内容であっても、エリア間交流の浸透で他園の園長や職員に相談し、意見を聞ける環境がつけられている他、本部のHRD部に直接相談できるオープンな組織づくりが行われている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成計画は本部にて作成され、所長を含め職員は、年4回チェックリストを用いた自己評価を行い、上長との個人面談(所長については本部役員)で納得のいく課題・目標が設定され、職員一人ひとりの自己評価が反映された個人人材育成計画が作成されている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、OJTの仕組みを明確にし、先輩保育士による指導によって職員一人ひとりのスキルアップが図られている。キャリアアップの道筋としての各階層別の研修があるほか、男性研修・調理員研修・委員会研修などの職務、役割に応じた研修も行っている。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>児童福祉法第1条に規定されている児童福祉の理念に基づく保育の提供を行うことを基本に、入社前の研修時に法律の基本方針、児童権利宣言を確認させるだけでなく、毎年職員に配布するハンドブックにも一連の内容を記載し、いつでも反復できるようにしている。保育士1対子どもにさせない取り組み(保育士2人以上の保育体制)や、言葉遣いをテーマにした話し合いを職員会議の中で行うなど職員の人権教育が図られている。また、家庭での虐待や不適切な養育に対して、虐待対応マニュアルにそって早期発見を心掛け、チェックリストを作成し、発見した場合は所長が中心となり慎重かつ迅速な対応が行われている。児童相談所・行政・所轄警察署等と連携の図れる体制が整えられている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針を定め、プライバシーポリシーとしてホームページで明示している他、パンフレットに掲載する事で保護者への周知を図っている。個人情報の利用目的のみでなく、ブログ等に掲載する写真についても入所時に必ず承諾を得ている。職員に対しても、全体研修会で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、保育所内ガイドラインを設定して個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底を図っている。実習生に関しては、学校側と組織的に保護規定の協定を結ぶほか、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。メール配信システムも管理者の権限を強化し、個人情報を厳重に管理している。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足を向上させるため、年一回運営協議会が実施されており、保護者代表・保育所代表・事業所代表・行政、自治体代表による話し合いが行われている。その実践例として、グループ内の施設であるコビープリスクールさくらのさとテラスでのお泊り保育の要望が運営協議会から出され、実現している。また、運動会や発表会の後には、アンケート調査を実施しており、集計結果を分析し、次年度の開催に活かしている。保護者が相談しやすい環境を作るよう努めており、毎月5の付く日をファミリーデーとして、保護者が保育の様子を見学できる日としているほか、日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に保育士から積極的に声をかけるよう努めている。保護者から希望があった際は全年齢対象で連絡帳を使用した情報交換も行っている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決システムを導入・明示しており、玄関での掲示や会社案内・入所案内への記載、園だより4月号での周知のほか、入所時には口頭にて丁寧に説明している。主任保育士を苦情受付担当者、所長を苦情解決責任者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員と苦情相談委員も設置している。また、職員一人ひとりが苦情に対する理解を深め適切な対応がとれるよう、苦情対応マニュアルを整備している。苦情が発生した際は、ケーススタディとして法人のグループネットワークを通じて共有をしている。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育内容について、実践の詳細な記録を残しており、サービスの改善を図るためPDCAサイクルに基づいた取り組みを行っている。改善にあたって保護者アンケートや行事ごとのアンケート・連絡帳の記述・保育参観や保育見学(ファミリーデー)の参加者等の感想等、保護者の意見を集約し参考にしていくほか、職員の提案は職員会議で取り上げて、保育内容・サービスの改善に反映させている。また、定期的に受審している第三者評価の結果を公表することで、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</p>		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>感染予防マニュアル・衛生管理マニュアル・災害マニュアル・安全管理マニュアル・業務マニュアル・農薬や殺虫剤使用に関するマニュアルなど、あらゆる状況に応じて適切な判断が取れるよう細分化され整備されたマニュアルがある。また、各保育所ではマニュアル作り担当が配置されており、職員が中心となって話し合いながら、自所に合う内容となるよう基本事項を押さえつつマニュアルの見直し改定を行っている。災害マニュアルについては、事情継承計画の一環としてグループ園全園を対象とした新たなマニュアルが用意されており、各保育所で職員体制のあり方や必要度が高い備蓄品の見直し等も行っている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせ、見学については、ホームページ、パンフレットなどに案内を明記しており、申し込みは随時受け付けている。また、行政のイベントにてギャラリー展示を行い、情報公開を行っている。ホームページについては、リニューアルを行い、保育の様子を動画で配信するとともに、子どもたちに提供している食事のレシピを公開したり、人材を紹介したりするなど、多彩なコンテンツがアップロードされている。見学については、事前に連絡を入れた上での案内となり、見学の時間は、内容を理解しやすいように保育が行われている時間帯(主に午前中)を設定している。園内の見学や案内・説明等は主任・所長が行い、パンフレット等を使用し、園の理念や方針・サービス提供について説明が行われている。保護者の質問にも解りやすい回答を心がけている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入所前には個別面談を実施し、説明内容に不明な点がないか確認をとりながら説明を行い、質問も随時受けられるように行っている。さらに、保護者の意向も確認し、面接記録として保管している。入所時には、保育の開始に当たっての理念、方針、保育目標、重要事項等についての説明を行い、内容についての理解・同意を得ている。また、説明の際に用意する資料も文章のみでなく、写真や表を取り入れ保護者が理解しやすいように配慮している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」は、保育理念・保育方針・保育目標を盛り込まれたうえで、子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。また、独自の「マトリクス保育」や「異文化交流保育」を組み込み、子ども達が日常の保育の中で豊かな体験ができるようにする機会を積極的に設けている。作成にあたっては、全職員参画・協力のもとに行われ、一人ひとりの子どものあらゆる背景や環境を踏まえたものとなるような配慮が行われている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年間指導計画作成にあたっては、子どもの発達過程を考慮し、子どもの日常生活の実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。そして、子どもの発達過程を踏まえた生活の連続性や季節の変化などを考慮した期案・月案・週案を、クラス毎の複数担当が協議して作成している。これらの計画については、所長・主任が見直しを行って、年間指導計画、保育課程との整合性を図っている。また3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに関しては、個別計画を作成し、保育の実践内容についての振り返りを行っている。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の時間帯の中で、子どもが自由に好きな遊びができる時間を確保と環境的な配慮を行っている。その際には、玩具(キャラクターには頼らないものを使用)や遊具の活用を促し、さまざまな遊びが出来るようにしている。特に想像力を育むために粘土細工を導入したことによって、室内での遊びが充実した。また、年長児と年少児が相互に助け合う中でリーダーシップや思いやり優しさが育まれ、それぞれが自発性を発揮できるように促すため、保育所独自の「マトリクス保育」(異年齢児交流保育・年齢別保育を融合)を実践している。「マトリクス保育」は、朝と夕方の時間帯と行事において行われ、日常では年齢別の基本保育メニューを実施している。</p> <p>保育園全体として子どもの運動能力の向上を図るために、園庭を活用して運動あそびをしたり、体育指導員から体育指導法を伝達された職員が体育保育を行ったりしている。また、子ども達が主体性やルールを守ることを育むために、サッカーを取り入れている。発表会の取り組みは、子どもの自発性を重視し、主体性な行動に導くこと子どもの意欲を引き出している。このように、子どもの主体性・自発性を重視した意図的な働きかけが、運動会・発表会でも活かされている</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>自然に触れる機会と季節感を身近に感じる機会として、プランターや花壇の一角に菜園を作り、多彩な季節の植物や野菜を育てている。特に、サツマイモについては土がついたものを収穫して、それを調理して食べるまでの一連の流れを体験することとなっている。</p> <p>近隣の公民館等を活用して、発表会を行って、家族だけではなく地域の方々にも来場していただけるようにしており、子どもたちの成長を見ていただくようにしている。その際には、演出、音響、照明、小道具等、本格的な舞台装置を使用している。</p> <p>近隣の小学校との交流では、ゲームを楽しんだり、ランドセルを背負わせてもらったり、算数や国語の授業を一緒に受けるなどの体験を行っている。また、2年生による町探検では保育所への受け入れを行っている。</p> <p>近隣の中学生との交流では、職業体験として3日間の8:30～14:30の時間帯で中学生を受け入れており、子どもたちと一緒に過ごしたり昼食を食べたりして、保育士の仕事への理解を深めている。</p> <p>近隣の高校生との交流では、家庭での授業の一環で高校生が来所したり高校を訪問したりして、子どもたちと一緒に遊んだり、4～5歳児が高校の体育祭に招待されて一緒にダンスや体操を楽しむなどの交流がある。</p> <p>地域の高齢者との交流では、4～10月の間で毎月特別養護老人ホームを訪問して、歌やダンスを披露したり、一緒に体操をしたりしている。また、子どもの祖父母や地域の高齢者に来所していただき、一緒に伝承遊びを楽しむなどの交流がある。</p> <p>他にも、消防署(防災訓練の際に実際の消防車・救急車を手配して、消防車が活動する様子を子どもたちに見せたり、実際に放水体験を行ったりする)、警察署(交通安全指導や防犯避難訓練の取り組みについての協力を得ている)などとの交流があるほか、地域のお祭りに年長児が参加し、パフォーマンスを披露したり、公民館で活動している紙芝居やコーラスなどのサークルとの交流など、地域社会とのつながりを重視している。</p> <p>法人の所有するバスで春・秋の遠足として市内の公園に出掛けたり、動物園を訪れたりするなど、子どものフィールドを広げる目的の取り組みが行われており、社会体験が得られる機会をつくっている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもとの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>日常的な保育の中では、同年齢、異年齢問わず、多くの子どもと関わることが出来るようになっており、年齢を超えたグループ構成を取り入れた異年齢児交流保育(リーダーシップや思いやりを育む)と年齢別保育(しつけや基本的な生活習慣を学ぶ)を融合した「マトリクス保育」が行われている。</p> <p>月2回程度回ってくるという当番活動(朝、帰りの集まりの際に園長を呼ぶ、昼食時号令など)を通して、役割を果たす喜びと責任感を養っている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合は、子ども同士で解決できるような支援を行っている。その際には、子どもに危険のないように注意しながら状況を見守ることとしている。双方の保護者には、基本的には状況を知らせているが、あくまで、責任の所在は保育所にあると明確に示し、保育所が主体的に解決を図ることとしている。そのため、保護者同士での直接的な関わりは極力避ける方針である。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>これまで特別な配慮が必要な子どもが在籍していたことがあるため、いつでも受け入れが可能である。法人内には、障がい児保育の経験のある人材が揃っており、障がい児に関する研修に参加して、現場にフィードバックするなど、受け入れ態勢が整っている。障がい児をはじめとして、特別な配慮が必要な子どもには個別指導計画を作成して、会議で指導計画について話し合い職員全員で共通理解図ったうえで保育を行っている。また、年2回巡回指導を実施しており、より専門的な個別支援が出来るようになっていいる。さらに、嘱託医や自治体の担当者、発達障害・統合教育の専門家との連携体制も整っている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育は職員のシフト制により行われ、シフト間の引継ぎは、口頭だけでなく、引継ぎノートに詳細を記載して行うほか、グループウェアを使用した確認も行っている。そのため、1日の保育の中で一貫性のある保育が行われるようになっていいる。お迎えの時には、一日の様子を保護者に説明している。延長保育22時までで行っているため、長時間保育用の部屋を用意し、ゴザやカーペットを敷くことで、疲れても横になることが出来るようにするなど、子どもがゆったり過ごせる環境づくりを行うとともに、補食の提供を行い、子どもの健康や情緒の安定に配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの発達や育児についての、保護者との情報交換は、連絡帳・送迎時の会話だけではなく、保育参観、個人面談、懇談会、保育の見学(ファミリーデー)など、様々な機会を通して行っている。特に、園全体で積極的に保護者に声をかけるようにすることで、保護者との連携がよりスムーズになった。職員が受けた相談の内容は、専用の記入用紙に記入し上長へ報告する仕組みである。また、メールを使用して法人本部に直接、意見・要望・相談ができる体制も整っている。保護者が相談する際には、気軽に相談しやすい環境づくりに留意している。</p> <p>市で開催している幼保こ小(幼稚園・保育所・こども園・小学校)連絡会に参加し情報共有や相互理解を深めている。就学前には、児童要録を小学校に届けており、その際に小学校の職員と保育所職員とで情報伝達の機会を設け、子どもの様子についての申し送りを行っている。これにより、それぞれの育ちの理解を深め合い、良い指導が出来るように連携を図っている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康管理については、登降所時のマニュアルに従って毎日の健康チェックを行い、その日の子どもの様子やこころの状態を把握するとともに、健康診断を年に2回、歯科検診を年に1回、発育測定を毎月実施して記録している。その結果は保護者にも情報提供と共有がなされている。感染症対策として、子どもの予防接種の履歴を母子手帳により確認したうえで記録するとともに、実施していない子どもに対しては、予防接種を推奨している。また、看護師より、健康管理に関する保育所での取り組みや健康に関する家庭への依頼を、保健だよりを通じて行っている。</p> <p>子どもの虫歯予防のための取り組みを保健行事として行っており、歯磨きの方法などを子どもたちが理解できるように指導している。園内での子どもへの投薬については、保護者に対して必要事項を記入した「与薬補助依頼書」の提出と、医師より処方された1回分の薬を専用の薬ケースで預かり、看護師と保育士が確認したうえで子どもに投薬している。</p> <p>職員の日々の健康状態が子どもに与える影響が大きいことから、職員の健康状態についても、体調・体温・せき・下痢の有無を毎日報告することとし、健康状態の優れない職員は、保育に就くことができない体制をとっている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調不良や傷害に備えて、保育士を含む全職員が感染症・疾病・救急対応のマニュアルの確認を定期的に行っている。二次感染の予防のため吐しゃ物の除去などを日頃から練習しており、適切な対応が行われている。</p> <p>感染症の予防のため保護者は極力、保育室に入らない対策をとっており、子どもの受け付けや引き渡しは教室の外で行っている。看護師が保育中の各クラスを巡回して、子どもの健康状態を把握しており、具合の悪そうな子がいた場合は、医務室で療養できるように環境の整備が行われている。</p> <p>感染症の発生状況については、市からの情報提供や嘱託医・医療機関・近隣の保育所とも積極的に情報交換して把握しており、口頭や登降所簿への掲示、メールを通して早期の注意喚起を行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>食育の基本は「おいしい」という体験・よここびであるという考えから、おいしさを追求した昼食・おやつを毎日提供している。</p> <p>給食の献立は、試食会を行ったうえで検討されているほか、年齢や個別の事情により細分化されており、離乳食(四期に分けて取り組んでいる)、3歳未満児用、以上児用に分けるだけでなく、通常食用、宗教食用、アレルギー食用(アレルギー食材別)等となっている。また、献立は1か月分を作成し、毎月10種以上の新メニューが登場する。旬を大切にしながらも、バラエティーに富んだ味覚体験を実施している。さらに、献立だけではなく、調理のコンテスト「スイーツコレクション」の優秀作品や時短レシピなどの情報をメニュー表に記載するほか、SNSサービスや園だよりなどさまざまなメディアを使って食への取り組みを発信している。</p> <p>行事食は節句等にちなんで行っており、おせち料理・七草粥・時の記念日にちなんだ時計ケーキ作り・七夕そうめん・誕生会食がある。また、お泊り保育では5歳児がカレーを作ったり、クリスマス会用のクッキーを作ったりしている。</p> <p>アレルギー児や障害のある子どもに対しては個々の状況を全職員が把握し除去食ではなく、可能な限り見た目や味・食感などを再現した代替食を提供している。また、誤食を防ぐため食札を付けるだけでなく、職員間で声だしの確認をしながら配膳を行い、食事中も必ず保育士が見守り、誤食、誤飲の防止に努めている。さらに、嘱託医、かかりつけ医の指示の素適切に対応し食事を提供している。</p> <p>子どもの食べ残しや偏食は可能な限り無くすように努めるが、強制はせず、毎日の食事の中で長い計画性を持ち、徐々に改善できるようにしている。箸や茶碗の持ち方・姿勢・マナーなどのしつけも食育計画の中で行われている。</p> <p>年間食育計画に従って、5歳児を対象に毎月1回、栄養士による食育講座を行っている。</p> <p>園庭には菜園があり、サツマイモを受けて芋ほりやその芋でサツマイ汁を作る収穫祭を行事として実施している。さらに、プランターや花壇では、ジャガイモ、キュウリ、ナス、オクラ、ミニトマトを栽培している。</p> <p>収穫した野菜を実際に、子供専用の包丁やピーラーを使用して調理する体験をすることで、食に対する関心や、調理員への感謝の気持ちを育てている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育室・事務室の整理整頓・清掃は職員が担当制で毎日行うなど、施設の環境を適切な状態に保ち、快適に過ごせる環境を整えている。</p> <p>トイレは「トイレ清潔・清掃チェック表」で2～3時間ごとに確認し、常に衛生的な環境維持を行っている。</p> <p>手洗いはハンドソープで行い、タオルを使用せずペーパータオルで拭き取ることであり、タオルを介しての感染症を予防している。さらに、昼食やおやつの前には、手洗い後に手指消毒器でアルコール消毒をしている。</p> <p>戸外の滑り台・ジャングルジムなどの屋外遊具の点検を定期的に行い、安全管理の徹底をしている。</p> <p>害虫への対策は、専門業者に委託して剤散布等で駆除を行っている。</p> <p>午睡に使用する布団は、月1回(夏期は月2回)専門業者による高温殺菌乾燥を実施している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応については、マニュアルの内容を理解したうえで適切な対応が出来るように周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの内容確認を行っている。事故発生時には発生時とそのときの対応についての記録を取り、その内容を職員間で共有し、今後の対策に役立てている。特に、散歩など戸外に外出する際、車との接触を考慮して、再度散歩のルートのガードレールやボールの有無や車の交通量などを再確認し、ルートの変更などの対策を行った。</p> <p>事故防止の観点から、チェックリストを基に遊具や設備の安全確認を行い、錆やネジのゆるみ等の危険が見つかった場合には早急に修繕するなどの対応をしている</p> <p>防犯に関する取り組みとして、来訪者にはネームタグの着用を義務づけて、外来者との識別を容易にできるようにしている。さらに、地域や行政から不審者情報をはじめ各種の情報の収集を行うほか、不審者への対応法や常備しているサスマタの取り扱い方法を、地域の警察の協力のもとで行われる「総合防犯訓練」にて、実践的に学んでいる。さらに、防犯に対する意識の向上を図るため、実際に警察官とパトカーに出動してもらったり移動交番を設置してもらったりしている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地震や火災、自然災害を想定した避難訓練は月1回以上行うとともに、関係機関と連携して、年に1回以上の「総合避難訓練」を実施し、的確かつ迅速な対応をとるための訓練を実戦形式で行っている。さらに、全職員が、救急救命講習を受講し、心臓マッサージの方法や自動体外式除細動器(AED)の使用法を習得している。</p> <p>災害に備えて、災害発生時に使用する各種器具・機器も定期的に点検しているほか、備蓄品も保育所外の倉庫に置くなど、保育所内に入れない事態を想定した保管方法も新たに採用した。また、万が一災害が発生した場合には、本部に災害対策本部を設け、情報管理を行う事で、隣接するグループ園との協力体制が直ちに整う体制づくりをしている。</p> <p>保護者への連絡手段については、従来への電話による連絡に加え、携帯電話のメール機能の採用や、ホームページ上への安全情報の掲載など、複数の伝達手段を講じることで、確実に保護者に情報が伝わる仕組みづくりを行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地域子育て支援として、市内の保育所によるギャラリー展示に参加し、パンフレットを配布して、見学、園庭開放、子育て相談の受付の周知を図っている。月1回の園庭開放の日程については、ポスターを作成し、保健センターや公民館に掲示したり、市報、ホームページ、園だよりを通じてお知らせしている。さらに、園庭開放は、企画担当者を配置して、季節に合わせたイベントを開催しているほか、行事に参加したり、制作を一緒にしたり、園庭で一緒に遊んだりカリキュラムを立てて実施している。希望者には園見学もしている。</p> <p>地域の小学校(町探検の受け入れ)、中学校(職業体験の受け入れ)、高校(家庭科授業での受け入れ)、地域の高齢者との交流や連携も行われている。保育関連の専門学校や看護関連の専門学校からの実習生の受け入れや、夏休み期間ボランティア(高校、保育関連の専門学校など)の受け入れも行っている。</p>		